



## ●2008年の離婚分割は？

2008年4月からスタートする離婚分割は、2008年4月以降の第3号被保険者期間に限られます。

分割は、第2号被保険者から第3号被保険者にのみ行われます。  
分割割合については2分の1と決まっています話し合いは必要ありません。

つまり、第3号被保険者（被扶養配偶者＝妻であることが多いとは思いますが）の立場から見ると、2008年4月以降の分は合意がなくても、配偶者の年金の2分の1を、受給開始年齢以降受け取ることができるということになります。

2008年4月以降の離婚分割は、2007年の離婚分割に加えて第3号被保険者のための特例が加わったと解釈すると理解しやすいのではないかと思います。

2008年4月以降の離婚分割についても以下の留意点があります。

- 1)基礎年金の部分については分割はありません。
- 2)分割を受ける側が、原則25年の受給資格期間をクリアしていることが必要です。

## ●西尾の解説

離婚分割というのは、婚姻していた期間に築いた財産は、二人で協力して得たものなのだから、分け分けしましょう！という理論が年金にも及んだものです。

でも、離婚後もひとりでバリバリ働き、65歳以降も年金が要らないくらい稼いでいるという方はおいて、分割する側もされた側も、この分割後年金だけで生活するのは辛いと思います。

平均的なサラリーマンの受給できる老齢厚生年金＋老齢基礎年金は、月割りにすると23万円前後が多いそうです。  
配偶者がいれば、これに本人の老齢基礎年金月約6万円前後が+されて、約29万円。健康であれば、なんとか暮らしていける金額です。

でも、離婚分割の場合、この23万円から老齢基礎年金を引いた17万円の半額8万5千円が相手に行くわけですね。  
一人暮らしで、14万5千円。かなり、しんどそうですね。

離婚分割の制度がスタートしても、離婚後の生活を分割された年金だけに頼るのは無理そう。

分割しなければならぬ側は特に、離婚にはかなりの覚悟が必要だと私は思います。

---

## ★トピックス～メタボ健診がスタート～

4月から、特定健診・特定保健指導（いわゆるメタボ健診）がスタートします。

国民健康保険加入者には自治体などが実施し、健康保険の場合は職場健診に含められる、ということになります。

対象は、40歳～74歳。

メタボ健診で検査するのは、血圧、血糖値、腹囲、コレステロール値の4項目です。

血圧＝高血圧の診断を行うため

血糖値＝生活習慣病である糖尿病を診断するため

腹囲＝脂肪の量を判断するため

\*腹囲の基準は男性85センチ以上、女性90センチ以上が  
ひっかかります！

コレステロール値＝肥満や動脈硬化等の病気を診断するため

これらの項目で問題があると判断されて場合には、  
医師、管理栄養士、保健士等と面談を行い、改善方法を  
検討するということになります。

~~~~~編集後記~~~~~

いよいよ、4月です。

社会保険労務士でいうところの

保険年度がスタートしたということになりますが、

一般的にも、入学や入社で新しい生活を

スタートされる方も多いと思います。

新しい環境に慣れるのは大変です。

気が張っていて、疲労や体調の変化に

気づかず無理を重ねることもあります。

年度初めは、飛ばさず、休み休み

慎重にスタートを切りましょう！

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\*このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>